

# 川崎市立麻生小学校いじめ防止基本方針

## 1 令和8年度 学校経営計画

1

### 教育関係法令

- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

### 学校教育目標

自分らしさを輝かせ 一步踏み出す麻生の子  
～つながり合い 認め合い 響き合う学校～

### 令和8年度学校経営方針

- ・確かな学力の育成～「主体的・対話的で深い学び」の実践～
- ・豊かな心の育成～多様性を尊重し、一人ひとりが  
自分らしくいられる学校学級づくり～
- ・健やかな心身の育成～主体的に学校生活に関わり、心身ともに  
健やかに生きる力の育成～
- ・みんながつくる学校～学区、家庭、地域が相互に協力、連携し、  
よりよい学校づくりに取り組む～

### 育成をめざす資質・能力

- ・学習や生活の場面で生きて働く、基本的「知識・理解」の習得
- ・未知のことにも得ている知識・技能を活用して深考え、課題を解決し表現する「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ・多様性を尊重し互いのよさを生かして協働しながら主体的に学び、よりよい生活や人間関係づくりに生かすことのできる「学びに向かう力・人間性等」の涵養

### めざす子どもの姿と重点目標

【つながり合う】 学びをつなげともに高め合う子	【認め合う】 自分も友だちも大切にする子	【響き合う】 主体的に学校生活に関わり、心身共に健やかに生きる力の育成	【人とまちとつながる子】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「探究的な学び」を通じた「楽しい」「分かる」授業の実践</li> <li>・個別最適な学びと協働的な学びの充実による基礎基本の定着</li> <li>・児童の実態や地域の特性を生かした体験活動の充実</li> <li>・情報活用能力の育成（デジタル学習基盤の効果的な活用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して過ごすことのできる温かい居場所づくり</li> <li>・いじめのしない、許さない人権尊重教育の推進</li> <li>・子どもたちの創意を生かした自主的・自治的活動の充実</li> <li>・自己肯定感・自己有用感の醸成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が主体的に取り組むことのできる学校行事の充実</li> <li>・自身の心身の健康への意識の向上と相談体制の強化</li> <li>・食育、健康教育、運動の機会の確保による体力向上</li> <li>・危機管理体制の整備と防災・防犯・安全教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・保護者との連携、情報共有、ともに進める学校づくり</li> <li>・地域を大切に、誇りに思う児童の育成</li> <li>・自己研鑽に努め学び続ける教職員の育成</li> <li>・働きやすい、働きがいのある職場環境づくり</li> </ul>

### 具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研究の充実を図り、各教科での「探究的な学び」の実現をめざす。主体的に学習に取り組むことができるような授業づくりに取り組み、授業力向上に努める。</li> <li>・児童の特性に応じ、ユニバーサルデザインを意識した多様な学び方を工夫する。関わり合いの中で協働的に学ぶ授業づくりに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生＊共育プログラムや道徳での学習を活かしながら、多様性を認め合い、支持的風土のある学級づくりに努める。</li> <li>・人権尊重教育の充実を図り、教育活動全体を通して推進する。児童、教職員ともに人権に関する意識、態度、実践力を高めていく。「いじめ」をぜったい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各行事において協働して取り組むことにより、望ましい人間関係や所属感を高める。学校生活をよりよくしていくと主体的に取り組む意識をもつことができるような行事運営に努める。</li> <li>・保健教育や「SOSの出し方受け止め方教育」等を通し自身の身体と心の健康について理解し、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観や懇談会、面談、学校行事への参加等を通して学校へ来ていただく機会を設けるとともに、各種便り、学校ホームページ等での情報発信、情報共有に努める。ともに学校をつくっていく意識をもち、保護者、学校運営協議会や地域教育会議、PTA 活動との連携を図る。</li> </ul>
---	---	--	---

<p>・より「深い学び」につながる体験活動の充実に努める。地域の材や児童の興味関心に対応した単元づくりを行い、各教科等との関連を図りながら横断的なカリキュラムマネジメントを工夫する。</p> <p>・情報技術の適切かつ効果的な活用をめざす。GIGA 端末等情報手段を用い、情報の収集、整理、発信、共有に活用する力を高め、課題解決能力の育成を図る。</p>	<p>にしない、許さない風土づくりに努める。</p> <p>・児童の発想や創意に基づいた係活動や委員会・クラブ活動、児童会活動の充実に図り、自主的、実践的な態度を育む。</p> <p>・学校教育目標のもと各学年、が目標を設定し、その実現のために、学級活動の充実に図る。学級の一員としての所属感をもち、役に立っていると実感することで自己肯定感、自己有用感を高める。</p>	<p>健康な生活を実践する力を育む。</p> <p>・体育の学習や「キラキラタイム」等による運動機会の確保と食育、保健教育による健康的な生活への理解に努め、体力の向上を図る。</p> <p>・危機管理マニュアルに基づき、学校の危機管理体制を整えるとともに、防犯、防災訓練の実施、交通安全教室の実施等を通して、児童が「自らの安全を守る」力を養う。</p>	<p>・地域の材を活かした学習活動や地域行事との連携を通して自分たちが住む「川崎」「麻生」への理解と愛着を求める。</p> <p>・信頼される教職員であるために常に規範意識をもち、スキルアップめざして自己研鑽に努める。協働して学校運営、学年、学級経営、授業改善等を行う意識を高める。</p> <p>・教職員一人ひとりが自身の働き方について意識し、アイデアを出し合いながら業務改善に努める。学校運営への参画意識を高め、働きがいを感じられる環境を構築する。</p>
---	---	--	--

**取組の方法**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研究</li> <li>・校内研修</li> <li>・校外研修への参加</li> <li>・学力学習状況調査</li> <li>・カリキュラムマネジメント</li> <li>・ユニバーサルデザインの授業</li> <li>・個に応じた指導 支援</li> <li>・交換授業 専科授業</li> <li>・GIGA スクール構想の推進</li> <li>・地域の教育力の活用</li> <li>・キャリア在り方生き方教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎探究</li> <li>・あいさつの習慣化</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」に基づいた防止対策</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> <li>・人権尊重教育</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの推進・効果測定を活用</li> <li>・道徳教育の推進</li> <li>・クラブ活動、委員会活動の充実</li> <li>・学級経営の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が活躍する学校行事</li> <li>・SOSの出し方受け止め方教育」教育相談体制の構築</li> <li>・「キラキラタイム」、休み時間、放課後遊びの充実</li> <li>・養護教諭、栄養教諭と連携した保健教育、食育の実施</li> <li>・計画的な避難訓練</li> <li>・危機管理マニュアル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種たより、学校ホームページ等による情報発信</li> <li>・学校教育ボランティアの活用</li> <li>・学校運営協議会、地域教育会議</li> <li>・学校評価</li> <li>・協働的な学校運営</li> <li>・学び続ける教師</li> <li>・働き方・仕事の進め方改革の推進</li> </ul>
--	--	---	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を見直し、設定します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践する

ように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育てていきます。

#### ①学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ②児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくれます。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導體制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導體制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

## ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付け）

校長、教頭、総括教諭（川嶋）（高橋）（高木）（磯永）（小山）、教務主任（川嶋）、  
学年主任（吉野）（山本）（中山）（磯永）（大屋）（福岡）（能登）、支援教育コーディネーター（高橋）  
養護教諭（倉光）スクールカウンセラー（平野）スクールソーシャルワーカー（上杉）（山口）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・(支援教育 Co)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・(支援教育 Co)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・(支援教育 Co・人権教育担当・職員研修担当)
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・(支援教育 Co・人権教育担当・学年主任)
- ・道徳教育との連携・・・(道徳主任・支援教育 Co・学年主任)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・(支援教育 Co・教頭)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・(支援教育 Co)
  - 1年・・・(主任)                      2年・・・(主任)
  - 3年・・・(主任)                      4年・・・(主任)
  - 5年・・・(主任)                      6年・・・(主任)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・(支援教育 Co)
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・(支援教育 Co)

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・児童会・代表委員会との連携・・・(児童活動主任)
- ・PTA校外委員会との連携・・・(教務主任)
- ・地域教育会議との連携・・・(教務主任)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・(支援教育 Co・教頭)
- ・児童相談所との連携・・・(支援教育 Co・教頭)

7 令和7年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・朝会での人権にかかわる話(校長・支援教育 Co)</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について</li> <li>・効果測定の実施(年3回)</li> <li>・教育相談日の設定</li> <li>・地域巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止研修</li> <li>児童理解研修</li> <li>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</li> <li>定例児童支援部会</li> <li>児童理解に関する情報交換(職員会議月1回、打ち合わせ各週1回)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・携帯・スマートフォン教室実施(高学年)</li> <li>・教育相談日の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</li> <li>定例児童支援部会</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活目標の振り返り</li> </ul>	<p>児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>・学校生活アンケート集約について</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</li> <li>いじめ防止の呼びかけ(児童会・代表委員会)</li> <li>あいさつ運動</li> <li>・教育相談日の設定</li> <li>・生活目標のふりかえり</li> </ul>	<p>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</p> <p>定例児童支援部会</p> <p>児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・効果測定の実施、学年研修</li> <li>・生活目標のふりかえり</li> </ul>	<p>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</p> <p>定例児童支援部会</p> <p>児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>	<p>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</p> <p>児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・生活目標のふりかえり</li> </ul>	<p>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</p> <p>定例児童支援部会</p> <p>個人面談</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定</li> <li>・生活目標のふりかえり</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・学校生活アンケート集計について</li> </ul>	<p>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</p> <p>定例児童支援部会</p> <p>児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・人権週間に伴う授業参観の実施</li> <li>・教育相談日の設定</li> </ul>	<p>校内いじめ防止対策会議(不定期開催)</p> <p>定例児童支援部会</p> <p>児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)</p>

	・生活目標のふりかえり	
1 2	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定の実施、学年研修 ・教育相談日の設定 ・生活目標のふりかえり	校内いじめ防止対策会議(不定期開催) 定例児童支援部会 児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・生活目標のふりかえり	校内いじめ防止対策会議(不定期開催) 個人面談 定例児童支援部会 児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)
2	【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 ・教育相談日の設定 ・生活目標のふりかえり	校内いじめ防止対策会議(不定期開催) 定例児童支援部会 児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・後期終了時に行う担任と児童との個別振り返り ・生活目標のふりかえり	校内いじめ防止対策会議(不定期開催) 定例児童支援部会 児童理解に関する情報交換 (職員会議月1回、 打ち合わせ隔週1回)

### ◎本校のいじめ防止に向けた取組

#### 教職員の意識づくり

- ・人権感覚のアップデートの共有
- ・いじめ防止研修
- ・児童理解研修
- ・横のつながり、風通しのよい職場環境づくり
- ・早く正しい情報が教職員間で共有され、早期対応、指導につなげる

#### 児童の意識づくり

##### [児童の特別授業]

- ・人権啓発授業
- ・共生\*共育
- ・情報モラル教室(高学年)
- ・いじめ防止授業

## 児童・生徒の自主的な取組

### [自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動や清掃活動

### [交流活動の活性化]

- ・縦割り活動(1、6年、クラブ活動)
- ・委員会活動
- ・小中連携活動(授業参観での交流)
- ・幼・保小連携活動(小学校見学での交流)
- ・地域行事での交流活動

### [啓発活動]

- ・いじめ防止宣言やポスターの作成
- ・年間テーマの設定、掲示

## 保護者の取組 (PTA 活動)

- ・各自宅付近で通学中児童の見守りをお願い
- ・校外パトロール
- ・フリー・ザ・チルドレンによる親子人権啓発授業(4、6年)

## 地域住民の取組

- ・地域行事等での見守り活動
- ・各自宅付近で通学中児童の見守りをお願い